

**(参考)被扶養者 認定に必要な添付書類**

- 1.該当する項目の証明書を提出して下さい。(該当項目が複数ある場合は、すべての必要書類を提出して下さい。)
- 2.共働きの場合、子供は原則収入が多い方の扶養となります。
- 3.前年の収入が扶養の限度を超えた場合は、扶養から外れた日を起点として1年間は再度扶養に入ることができません。

**\*状況に応じて、下記の他書類が別途必要となる場合がございます。あらかじめご了承ください。**

**(\*)住民票はいずれの場合も世帯全員が記載されており、マイナンバーの記載がないもの。(原本)**

対象者の状況		必要書類	備考
子 (16歳未満)	配偶者あり	配偶者の直近の収入が確認できる書類(源泉徴収票(写)) 住民票、乳幼児受給者証(写)、子ども医療証(写)(市区町村により名称が異なります。)	配偶者が扶養に入っている場合は両親の源泉徴収票の提出は不要。 <b>(例外)産休・育休中の母親は収入が無くなる事が明らかであることから、それ以前の収入が配偶者より多い場合でも、復職後の源泉徴収票の金額が配偶者の収入を上回るまでは子を扶養とすることはできません。</b>
	配偶者なし	住民票、乳幼児受給者証(写)、子ども医療証(写)(市区町村により名称が異なります。)	母子家庭で被保険者自身も公費による医療費の助成を受けている場合は、受給者証を提出。
16歳以上の学生	予備校生含む	住民票、在学証明書(原本)または学生証明書(写)	
収入のない人 16歳以上学生以外	前年から無職で収入がなく 現在も無職で収入がない		住民票、直近の非課税証明書(原本)
	退職した	雇用保険を受給 しない	住民票、離職票 I・II (写)
			住民票、離職票 I・II (写) ⇒ハローワークでの手続き前、扶養申請の場合 <b>*ハローワークでの手続き後、雇用保険受給資格者証の写し(表・裏)を追って提出</b> 雇用保険受給資格者証の写し(表・裏) ⇒ハローワークでの手続きが済んでいる場合
		延長する	住民票、離職票 I・II (写)
			雇用保険受給資格延長通知(写)⇒延長申請手続き後、提出
	雇用保険未加入		住民票、退職証明書(原本)、健康保険資格喪失証明書(原本)
	雇用保険の受給を終了した		住民票、雇用保険受給資格者証の写し(表・裏) *支給終了の記載があるもの
	自営業を営んでいたが廃業した		住民票、廃業届(写)
年金受給なし		住民票、直近の非課税証明書(原本)	
収入のある人 16歳以上学生以外 16歳以上 年収130万円未満 60歳以上・障害者 年収180万円未満	就労している(パート・アルバイト等)		住民票、雇用契約書(賃金、勤務日数、勤務時間が記載されているもの(写))、直近3ヶ月分給与明細(写)、非課税証明書(原本)または所得証明書(原本)
	収入減少等で加入していた社会保険から脱退することになった		住民票、健康保険資格喪失証明書(原本)、雇用契約書(賃金、勤務日数、勤務時間が記載されているもの(写))、直近3ヶ月分給与明細(写)
	年金・恩給の受給者		住民票、直近の年金・恩給の振込通知書(写)、非課税証明書(原本)
	自営業を営んでいる 不動産所得がある		住民票、直近の確定申告書(写)
別居している	送金控え(銀行振込控え) *手渡しや扶養申請者の口座への直接入金認めない		被保険者が毎月仕送りし、その額が申請対象者の収入より多いこと。 単身赴任、学生は提出不要。
同居要件が必要	義父母・義祖父母・ 伯(叔)父・伯(叔)母・甥・姪・ 配偶者の子・配偶者の孫など		住民票、戸籍全部事項証明書(原本)
養子・養女	16歳未満も提出	住民票、戸籍全部事項証明書(原本)	
被保険者と姓が違う			
障害がある方	住民票、障害者手帳(写)、非課税証明書(原本) (障害年金受給者は、年金振込通知書(写))		
扶養申請者に配偶者がいる	配偶者の収入確認		住民票、配偶者の直近の収入が確認できる書類 源泉徴収票(写)、年金振込通知(写)、所得証明書(原本)など